

居住制限区域（飯舘村）に工場を有する申立会社の営業損害（追加的費用）について、原発事故後に新設移転した仮工場を平成29年2月に閉鎖して撤退するのに要した費用のほか、最長で同年10月分までの各種追加的費用が賠償された事例。

1435

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）に対する和解金として、金26,950,854円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人で1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年9月18日

（仲介委員 若林弘樹）

(別紙)

平成〇〇年(東)〇号 申立人 株式会社X

	損害項目		期間(支払日)	金額
1	追加的費用	飲料水 (平成25年2月～平成29年3月分)	自 平成25年3月29日 至 平成29年4月28日	6,055,900円
2	追加的費用	営業車リース料 (平成25年11月～平成29年4月分)	自 平成25年10月26日 至 平成29年5月16日	2,481,000円
3	追加的費用	〇〇工場撤退に関する費用等	自 平成29年1月17日 至 平成29年3月31日	5,810,000円
4	追加的費用	通勤交通費増加分 (平成29年5月～平成29年10月分)	自 平成29年5月25日 至 平成29年10月25日	12,603,954円
合計額				26,950,854円